

重要事項説明書

(令和7年 3月 1日現在)

(居宅介護支援)

居宅介護支援の提供開始にあたり、厚生省令第38号第4条（内容及び手続きの説明及び同意）に基づいて重要事項を以下のとおり説明します。

1. 担当事業所の名称など

| | |
|-----------|--|
| 名称・法人種別 | 株式会社 たなか福祉サービス |
| 代表者名 | 代表取締役 田中 憲之介 |
| 所在地 | 広島県広島市安佐北区口田三丁目16番14号 |
| 連絡先 | 電話番号(082)516-7876 |
| 介護保険指定業所名 | いろは |
| 介護保険指定番号 | 3470108949 |
| 連絡先 | 電話番号(082)516-7876 |
| 相談担当者 | FAX (082)516-7878 介護支援専門員 田中 里江 |
| 通常の事業実施地域 | ・広島市(広島市南区似島町・宇品町を除く) ・廿日市市(宮島町を除く) |

2. 事業の目的

株式会社たなか福祉サービスが運営するいろは(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者(以下「介護支援専門員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供します。

3. 運営方針

- ① 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- ② 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ③ 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- ④ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

- ⑤ 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- ⑥ 指定居宅介護支援の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

4. 担当事業所の従業員の職種、職務内容、員数および勤務体制

| 職 種 | 職 務 内 容 | 員 数 | 勤 務 体 制 |
|---------|---|-----|-----------------------------------|
| 管 理 者 | この業務全般の統括 | 1 人 | 常勤兼務 1 名 |
| 介護支援専門員 | 居宅サービス計画の作成及び関係機関との連絡調整、サービス実施状況の継続的な把握、評価等を行います。 | 4 人 | 常勤兼務 1 名 常勤専従 2 名 非常勤専従 1 名 |

5. 担当事業所の営業日および営業時間

| | |
|---------|--|
| 営業日及び休日 | 営 業 日：月～金曜日 休 日：土・日曜日、国民の祝日 夏季休暇：8月13日～8月16日 年末年始：12月30日～1月3日 |
| 営 業 時 間 | 8 時 3 0 分～1 7 時 3 0 分 |

6. お客様を担当させていただく介護支援専門員は、_____です。
介護保険に関することは何でもお気軽にご相談ください。

7. 契約期間

居宅サービス計画作成依頼届出日より要介護認定の有効期間満了日までとし、この契約終了1週間前までに利用者から支援事業所に対して文書により契約終了の申し出がない場合は、この契約は自動的に更新されるものとします。

8. 契約の終了

- ① 利用者は支援事業所に対して、契約終了希望日の1週間前までに文書で通知することにより、本契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などをやむを得ない事情がある場合は契約終了1週間以内の通知でも本契約を解除することができます。支援事業所は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、本契約を解除することができます。この場合、支援事業所は当該地域の他の指定居宅介護支援事業所に関する情報を利用者提供いたします。

- ② 次の事由も該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ㊦ 支援事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ㊧ 支援事業所が守秘義務に反した場合
 - ㊨ 支援事業所が利用者やその家族に対して社会通念と逸脱する行為を行った場合
 - ㊩ 事業者が破産した場合
- ③ 支援事業所は、利用者またはそのご家族などが、事業所や介護支援専門員に対してこの契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます
- ④ 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ㊦ 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ㊧ 利用者が死亡した場合
 - ㊨ 非該当

9. 居宅介護支援の内容

居宅介護支援には、居宅サービス計画の作成、居宅サービス事業者との連絡・調整や提供サービスの経過観察・評価、給付管理、要介護（支援）認定の協力・援助ならびに介護保険施設の紹介等を行いますが、これらサービスの内容についてはお客様の料金負担はありません。

但し、通常の実施地域以外の地域へサービス提供した場合の交通費については、実費を徴収します。その際、自動車を使用した場合には、通常の事業の実施地域を超えた時点から、路程 1km あたり 50 円を徴収します。

10. 解決すべき課題の把握について

介護サービス計画を作成し、実施していく上で、利用者の持つ課題等の情報を関係する他の介護支援事業者に情報を提供することがあります。

11. 複数の介護サービス事業所の紹介について

利用者は、担当介護支援専門員に対して、複数の指定介護サービス事業所を紹介するよう求めることができます。

利用者は、担当介護支援専門員に対して、介護サービス計画原案に位置付けた指定介護サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

12. 秘密保持

支援事業所は、介護支援専門員および支援事業所の使用する者は、サービス提供をする上で知り得たお客様及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく第3者に漏らしません。

この守秘義務は契約終了後も同様です。

支援事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者

会議において、利用者及びご家族の個人情報を用いません。

13. 苦情・相談窓口

利用者からの苦情・相談に対する常設の窓口（連絡先）として、相談担当者を置いています。基本的な事項については、担当者が不在の時でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引継ぎを行います。苦情の受付は口頭でも行いますが窓口「苦情・要望箱」を設置し、文書による苦情・要望にも応えられるように対応します。営業日・営業時間外についても、転送電話で対応し、速やかに対応します。

| | |
|-------|------------------|
| 事業所名 | いろは |
| 電話番号 | 082-516-7876 |
| FAX番号 | 082-516-7878 |
| 担当者 | 主任介護支援専門員 田中 憲之介 |
| 平日 | 8時30分～17時30分 |

14. 苦情・相談窓口（公的機関）

| | |
|------------------|--------------|
| 広島市役所健康福祉部介護保険課 | 082-504-2183 |
| 廿日市市役所高齢介護課高齢介護係 | 0829-30-9155 |
| 広島県国民健康保険団体連合会 | 082-554-0783 |
| 安佐北区福祉課高齢介護係 | 082-819-0621 |
| ※受付時間 平日 | 8時30分～17時15分 |

15. 人権擁護及び虐待防に関する事項

1 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待の発生またはその再発防止の為次の措置を講じます。

①虐待防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

②高齢者虐待防止のための指針の整備

③虐待を防止する為の定期的な研修の実施

④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

| | |
|-------------|--------|
| 虐待防止に関する担当者 | 田中 憲之介 |
|-------------|--------|

2 事業所は、指定居宅介護支援事業者のサービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等で利用者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報します。

16. 事故発生時の対応

居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は速やかに利用者のご家族、主治医、市町村等に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。

17. 入院時の対応について

病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。

またその場合に備えて、担当職員の氏名並びに当該事業所の名称及び連絡先等について記載したものを、介護保険被保険者証や健康保険被保険者証とともに保管しておいてください。

18. 緊急時の対応

居宅介護支援の提供を行っている際に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告します。

19. 賠償責任

支援事業所は、サービスの提供にともなって、支援事業所の責務に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に被害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、支援事業所に故意過失がなかったことを証明した場合はこの限りではありません。

20. 公正中立の確保 当事業所のケアプラン利用状況

利用者に提供される指定居宅サービス等が不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならないこと等を踏まえ、前6月間に当事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、訪問介護等という）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等につき、居宅介護支援の提供開始に際し利用者又はその家族の理解が得られるよう十分説明する義務を負います。

21. ハラスメント等に関する事項

1 当事業所の職員等は、事業所内・営業時間内に限らず、「いろは指定居宅介護支援事業所ハラスメント防止規程」を遵守し、国籍、信条、性別、職務上の地位、権限、職権、雇用形態に関係なく、相手（要介護者、その家族及びその他の人）の人格や尊厳を尊重し、ハラスメントあるいはそれと疑われる行為は行いません。

2 前項の行為がなされようと（疑い例を含む）認められる、又は知った時は、速やかにその防止対策に努めます。

22. 業務継続計画の策定等

- ①事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ②事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

23. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6ヶ月に1回以上開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備します。
- ③事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

24. 身体拘束

支援事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

25. その他運営についての重要事項

- 1 事業所は、管理者及び介護支援専門員等の資質向上を図る為の研修の機会を採用時研修（採用後2週間以内）、継続研修（年1回以上）を設けるとともに、業務体制を整備します。
- 2 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備の上、その完結の日から5年間保存します。
- 3 都道府県及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下、「都道府県」という）からの物件提出の求めや質問・照会に対応し、その調査に協力すると共に、都道府県からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、都道府県から求められた場合には、その改善内容を報告します。
- 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社たなか福祉サービス代表取締役と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとします。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業所

所在地 広島県広島市安佐北区口田三丁目 16 番 14 号

名 称 いろは ⑩

説明者 介護支援専門員

氏名 _____ ⑩

居宅介護支援の提供開始に当たり、介護支援専門員より本書面に基づいて重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

代理人 (同居の親族または2親等以内の親族とします)

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩ 続柄 ()

署名代理人

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩ 続柄 ()